

庄内広域水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例

令和8年2月4日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の3の規定に基づき、庄内広域水道企業団の職員のうち鶴岡市から派遣されている職員及び酒田市から派遣されている職員(以下「2市からの派遣職員」という。)に係る高齢者部分休業(同条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 2市からの派遣職員に係る高齢者部分休業については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鶴岡市から派遣されている職員 鶴岡市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年鶴岡市条例第3号)の適用を受ける鶴岡市職員の例による。
- (2) 酒田市から派遣されている職員 酒田市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例(平成19年酒田市条例第15号。高齢者部分休業に係る部分に限る。)の適用を受ける酒田市職員の例による。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。